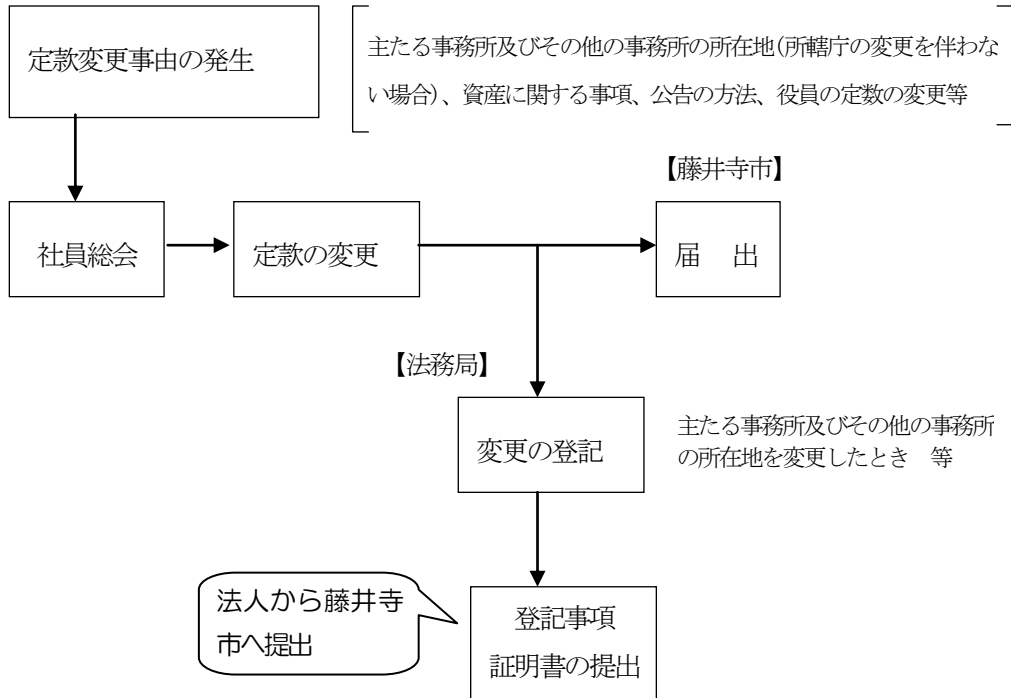


〔手続の流れ〕



登記事項に変更が生じた場合には、NPO法人は、主たる事務所の所在地の法務局においては2週間以内に、その他の事務所の所在地の法務局においては3週間以内に、変更の登記が必要です。

〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部数	チェック
1	定款変更届出書(様式第6号(第6条関係))	107	1部	
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(コピー)	94	1部	
3	変更後の定款	95	2部	